

1. 道路技術小委員会の設置について

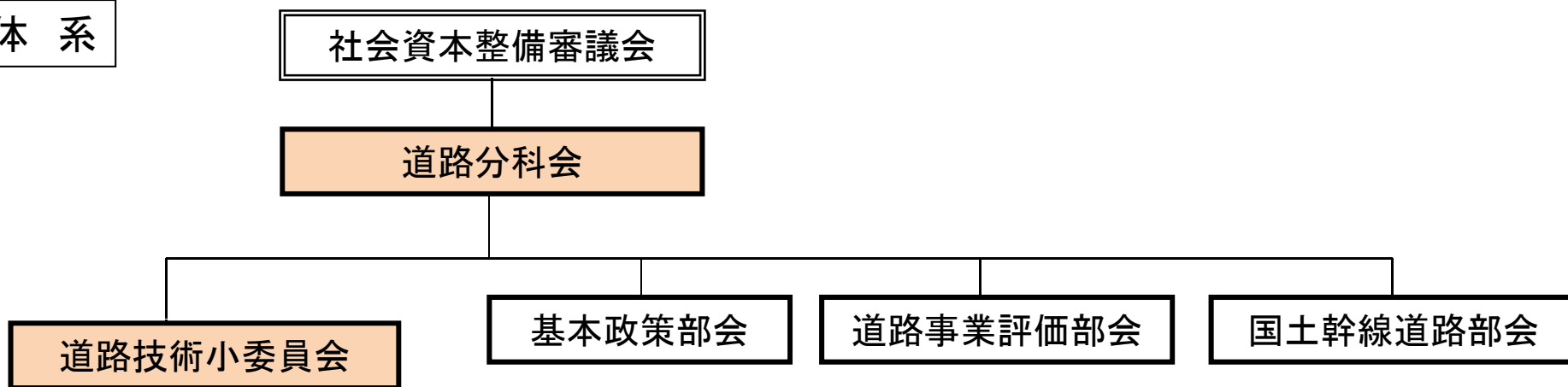
(1) 道路技術小委員会の設置の背景

- 道路に関する技術基準は国が制定
- 技術基準の制定に当たり、第三者による調査・検討、意見を伺うことを目的として、社会資本整備審議会道路分科会の下に道路技術小委員会を設置

背景

- ・本年6月に発出した定期点検要領は、道路メンテナンス技術小委員会を設置し、分野横断的な調査、検討を経て制定
 - ・同委員会中間とりまとめ「道路のメンテナンスサイクルの構築に向けて」(平成25年6月)において、技術基準について、定期的な見直しを行うことや新設時における設計面の工夫を取り入れること等、指摘
- 点検基準の運用状況や新設も含めた技術基準のあり方等について、次なる取組が必要

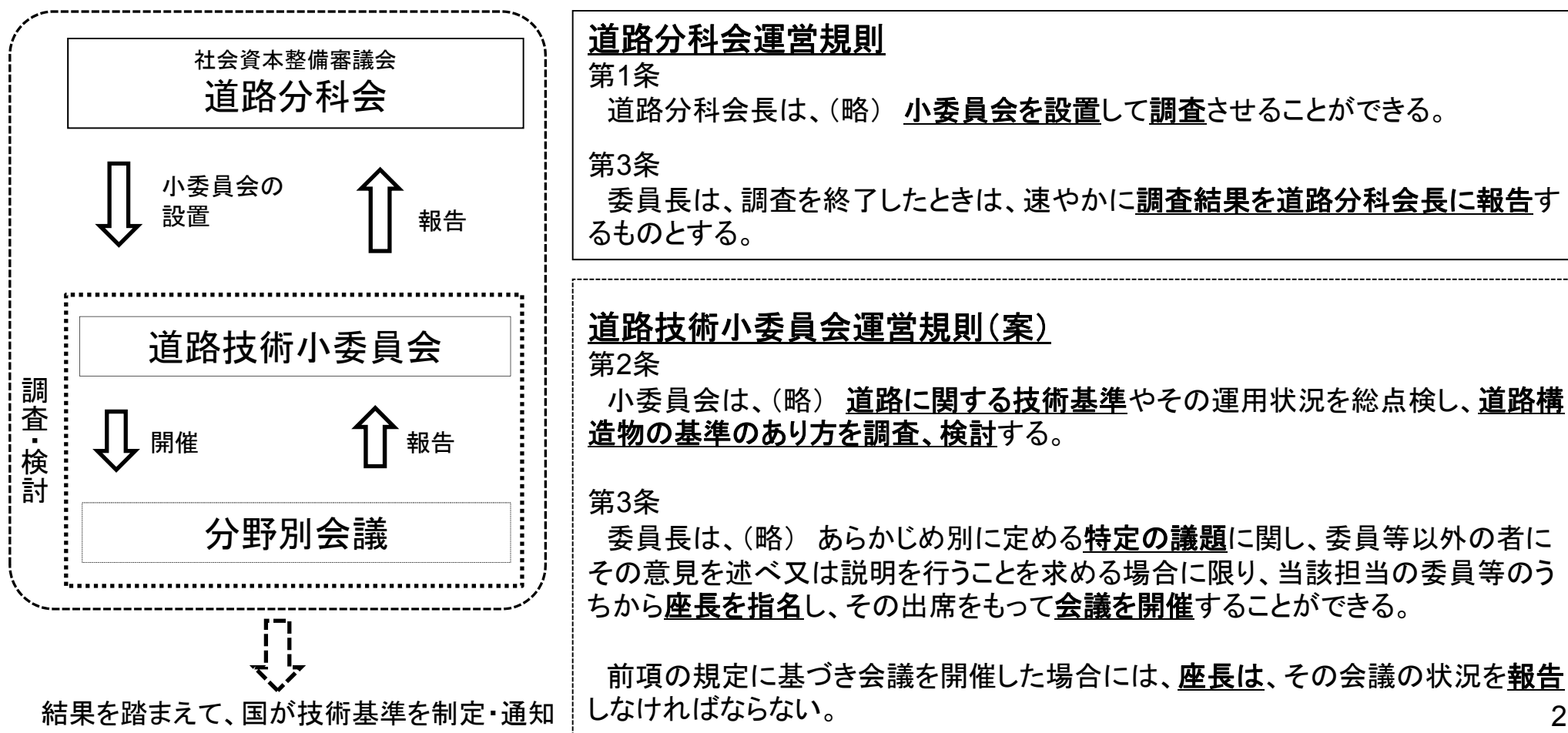
体系



↑
※道路メンテナンス技術小委員会

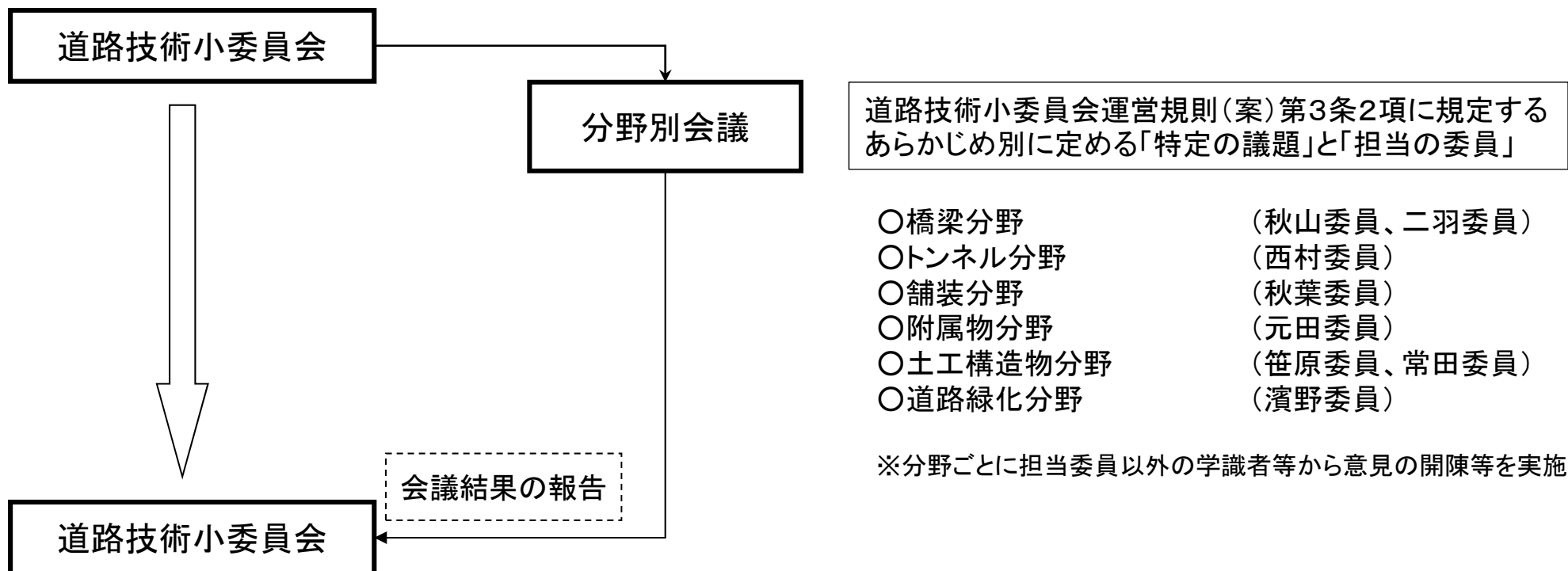
(2)道路技術小委員会の調査・検討の進め方(案) 技術基準制定の流れ

- 道路技術小委員会は、道路構造物の基準のあり方を調査、検討し、その結果を道路分科会に報告
- 結果を踏まえて、国が技術基準を制定・通知



(2)道路技術小委員会の調査・検討の進め方(案) 分野別会議の開催等について

- 個別の技術基準に係る詳細な調査・検討については、必要に応じ分野別の会議(6分野)を開催
- 委員長は当該分野担当委員から座長を指名し、その出席をもって会議を開催
- 分野別会議では委員以外のものが出席し、意見を述べ又は説明を行う
- 分野別会議の結果については、道路技術小委員会に報告



(2)道路技術小委員会の調査・検討の進め方(案)

調査・検討の主な視点の例

- 道路技術小委員会では技術基準の社会的意義、基本的方向性等、大局的な分野横断の視点からの検討を実施
- 各技術基準における詳細な技術的課題にあたっては、必要に応じ分野別会議を開催し、専門的な意見を聴取、反映

道路技術小委員会での主な調査、検討事項

技術基準制定・改正の意義・必要性

(技術基準が今必要かどうか、社会的に求められているか)

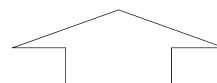
技術基準の位置づけ(法令上の位置づけ、規定の範囲)

(技術基準として国がどこまで関与するか)

技術基準の基本的事項

(基本的な設計思想、技術基準に規定する事項) 等

分野別会議



反映

詳細な技術的知見の聴取
(調査・計画方法、設計方法、設計照査方法 等)